

公益財団法人みずほ農場教育財団奨学金給付規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は公益財団法人みずほ農場教育財団（以下「当財団」という。）定款第4条第1項に定める奨学金の給付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学生の資格)

第2条 奨学金の給付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 母子家庭又は父子家庭等の一人親家庭であつて、経済的事情又はその他の事情により高等学校（高等専門学校3年課程以下及び高等専修学校（専修学校高等課程）を含む。以下同じ。）、大学、短期大学（高等専門学校4年課程以上を含む。以下同じ。）又は専門学校（専修学校専門課程。以下同じ。）の修学が困難であると認められる者、又は小学生若しくは中学生で学習塾又は通信教育の費用（以下「学習塾等費用」という。）の捻出が困難と認められる者

なお、大学、短期大学、専門学校及び高等専門学校4年課程以上については、応募資格を1年次に限定する。

(2) 人物及び学業ともに優れ、品行方正な者

2 日本育英会その他の機関から奨学金の給付又は貸与を受けていても可とする。

(奨学金)

第3条 奨学金は、前条第1項に定める奨学生の学業に必要な授業料その他の経費又は学習塾等費用とし、次の各号の額とする。

(1) 高等学校	月額	15,000円
(2) 大学	月額	30,000円
(3) 短期大学及び専門学校	月額	30,000円
(4) 小学生及び中学生	月額	15,000円

(奨学金の給付期間)

第4条 奨学金の給付を受けられる期間は、正規の最短修業年限とする。ただし、学習塾等費用は小・中学の年限内における1年間（更新可）とする。

第2章 奨学生の採用及び奨学金の給付

(奨学生採用申請手続)

第5条 奨学金の給付を受けようとする者は、別に定める奨学生給付申請書に次に掲げる書類を添えて願出しなければならない。ただし、小学生及び中学生にあつては、次の(1)については不要とする。

- (1) 学(校)長の推薦書
- (2) 保護者の所得証明書
- (3) 現在在学する学校の最終学年の成績証明書
- (4) 誓約書
- (5) その他当財団が必要と認める書類

(採用の決定)

第6条 奨学生の採用は、申請のあった者の中から選考委員会の選考を経て理事会が決定し、本人に通知する。

- 2 前項の決定通知を受けた者のうち、申請時に受験生であり、申込後に進学が決定した者は、決定の通知を受けた日から30日以内に在学を証明する書類を当財団に提出するものとする。

(奨学金の給付方法)

第7条 奨学金の給付は、毎年度4月、7月、10月及び1月の初旬に、各3ヶ月分を金融機関の指定口座へ振り込むことにより行うものとする。

第3章 奨学生の生活状況等の届出

(生活状況の報告)

第8条 奨学生は、毎年度末に生活状況報告書及び成績証明書を当財団に提出しなければならない。

(奨学生の異動届)

第9条 奨学生が次の各号の一つに該当する場合は、直ちに当財団に届け出なければならない。

- (1) 氏名、住所その他の変更(様式第6号)
- (2) 休学、留学(様式第7号)
- (3) 転学、学科の変更(様式第8号)
- (4) 退学(様式第9号)
- (5) 停学その他の処分

第4章 奨学金給付の打ち切り及び返還

(奨学金の打ち切り等)

第10条 奨学生が次の各号の一つに該当すると認められる場合は、奨学金の給付を打ち切るものとする。

- (1) 停学又は退学処分を受けた場合
 - (2) 虚偽の申請があった場合
 - (3) 第2条に定める要件を喪失した場合
 - (4) 第8条及び9条に定めた届出の履行を故意に怠った場合
 - (5) 第14条の定めにより該当する場合
- 2 小学生及び中学生を除く奨学生が転学又は退学した場合は、奨学金の給付を打ち切る。ただし、転学した場合において、奨学金の給付の継続を願い出た場合は、この限りではない。
- 3 小学生及び中学生を除く奨学生が留学又は休学した場合は、次回の奨学金の給付時期を延期する。
- 4 学業不振又は素行不良により指導の必要がある場合は、一定期間奨学金の給付を停止する。

(奨学金の再給付)

第11条 前条第4項の規程により奨学金の給付を停止された者のうち、小学生及び中学生を除く奨学生であって、その理由が消失した後において奨学金の再給付を願い出た場合は、奨学金を再給付することができる。

(奨学金の辞退)

第12条 奨学生は、奨学金の給付の辞退を申し出ることができる。

(奨学金の返還)

第13条 第10条第1項及び第2項の規定により奨学金の給付を打ち切られた奨学生に対しては、すでに給付された奨学金のうち、打ち切られた月の翌月以降の奨学金については、返還を請求することができる。

- 2 前条の規定により奨学金の辞退を申し出た奨学生に対しては、すでに給付された奨学金のうち、申し出以降の奨学金については、返還を請求することができる。
- 3 学習塾等費用を給付されている奨学生に対しては、すでに給付された奨学金のうち、その費用の支払いが無い奨学金については、返還を請求することができる。
- 4 奨学金の返還は、当財団が発行する奨学金返還請求書により、当財団が指定する金融機関の口座へ振り込むことにより行うものとする。

(反社会的勢力の排除)

第14条 次の各号の一つに該当すると認められる者は、奨学生となること又は奨学金の給付を申請することができない。

- (1) 本人又は3親等以内の親族が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋又はこれらに準ずる者やその構成員である者（以下「反社会的勢力」という。）
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させようとする者

第5章 補則

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、「公益財団法人みずほ農場教育財団奨学生募集要項」及び「公益財団法人みずほ農場教育財団奨学生選考基準」として別に定める。

附 則

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年11月12日から施行する。ただし、改正後の第5条の規程の奨学金の額については、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年2月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成30年度において、すでに奨学金の給付を受けている高等学校、専門学校、短期大学及び大学に在籍する奨学生に対する奨学金の額については、奨学金の給付が終了するまでは、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、令和元年10月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年5月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年2月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月2日から施行する。